

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和7年1月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン名取

名取市飯野坂三丁目5番10号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和6年12月5日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

7 縦覧期間

令和7年1月10日から令和7年5月12日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
マックスバリュ南東北株式会社	代表取締役 大南 淳二	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号	
株式会社 大三	代表取締役 三品 清重郎	福島県伊達市梁川町字東土橋23番地	
有限会社 フジヤ	代表取締役 伊勢 実	石巻市あゆみ野5丁目1番10号	
株式会社 Perezoso	代表取締役 田村 幸	仙台市宮城野区扇町7丁目8番6号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	

(変更(1))

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
マックスバリュ南東北株式会社	代表取締役 大南 淳二	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号	
株式会社 大三	代表取締役 三品 清重郎	福島県伊達市梁川町字東土橋23番地	退店(令和5年2月28日)
有限会社 フジヤ	代表取締役 伊勢 慎太郎	石巻市あゆみ野5丁目1番10号	代表者変更(令和3年9月1日)
株式会社 Perezoso	代表取締役 田村 幸	仙台市宮城野区扇町7丁目8番6号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	

(変更(2))

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
イオンビッグ株式会社	代表取締役 小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	吸収合併(令和6年3月1日)
有限会社 フジヤ	代表取締役 伊勢 慎太郎	石巻市あゆみ野5丁目1番10号	
株式会社 Perezoso	代表取締役 田村 幸	仙台市宮城野区扇町7丁目8番6号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	